３．「投資額」は、半導体生産用資産等については取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と事業適応計画の認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額（認定事業適応計画別表２－２(3)に記載された額）を、それぞれ記載する。

（３）当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売先	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量

（４）当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の生産数量の合計	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量の合計

（５）認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の販売数量

（６）半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

事業供用日からの期間	調整後販売数量	返品等数量
事業供用日から事業供用日以後７年を経過する日までの期間		